

報告第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 4 月 3 日提出

石垣市長 中 山 義 隆

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 24 日

石垣市長 中 山 義 隆

1 事故名

公用車の事故

2 相手方

沖縄県那覇市赤嶺 2 丁目 13 番地 1

株式会社トヨタレンタリース 沖縄

代表取締役 野原 朝昌

3 事故発生年月日

令和 6 年 10 月 29 日

4 事故発生場所

石垣市字平久保 234-231（久宇良公民館広場）

5 事故の概要

公用車の移動時に、左隣に停車してある相手方車両（運転者無）に気づかず、左折の際に公用車の左側面と相手方車両の前方右側が接触した。

当該事故を受け、相手方と示談が成立したため、市は相手方に損害賠償金として、235,587 円を支払うものである。

6 損害賠償額

235,587 円